

## ■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成  
作成日： 2026年4月16日  
管理コード： OL822-1-202604

### <1. 発行者情報>

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 発行者の名称:              | 日本生命保険相互会社<br>Nippon Life Insurance Company |
| (2) 発行者の本店所在地:           | 〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12                 |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | 日本国の保険業法、相互会社、1889年                         |
| (4) 決算期:                 | 「発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ」をご参照ください    |
| (5) 事業の内容:               | 生命保険事業                                      |
| (6) 経理の概要:               | 「発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ」をご参照ください    |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項:  | 該当なし  |

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: シンガポール証券取引所ホームページ  
<https://www.sgx.com/securities/company-announcements>

### <2. 証券情報>

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 有価証券の種類及び名称:    | 日本生命保険相互会社発行 2033年4月2日満期 5.046% 米ドル建無担保社債 |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分: | グローバル市場、シンガポール証券取引所に上場                    |
| (3) 発行日:            | 2026年4月2日                                 |
| (4) 発行額:            | 7億5,000万米ドル (2026年4月現在)                   |
| (5) 利率及び利払金の決定方法:   | 年率5.046% (30/360, unadjusted)             |
| (6) 利払日:            | 初回2026年10月2日、以降毎年4月、10月の2日(年2回)           |
| (7) 償還期限:           | 2033年4月2日                                 |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法: | 額面金額で満期償還。                                |

発行者は下記金額に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で、本債券の全額または一部を、いつでも期限前償還させることができる。

- (i)2033年2月2日まで  
下記(a)(b)のいずれか高い方の金額  
(a)額面金額の100%  
(b)償還日までの元利金の合計(ただしこの場合においては2033年2月2日を償還日と仮定するものとする)を同年限の米国債利回り+0.15%で現在価値に割引いた金額から、当該期限前償還日までの経過利息を控除した金額  
(ii)2033年2月2日以降  
額面金額の100%

また、税務事由が発生した場合、額面金額に期限前償還日までの経過利息を付した金額で本債券の全額を期限前償還させることができる。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (9) 受託会社又は預託機関: | DTC、ユーロクリア、クリアストリーム |
|-----------------|---------------------|

- (10) 担保又は保証に関する事項: 無担保、無保証
- (11) 他の債務との弁済順位の関係: 本債券は、発行者の無担保・非劣後債務と同順位に位置づけられる。ただし、法令に基づき優先される保険契約者等の権利を除く。劣後債務および基金の払戻しに優先する。
- (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: ニューヨーク州法

**<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>**

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。